

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乘せ排水基準等の見直しに係る県政パブリック・コメント手続きの結果及び県の考え方について

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乘せ排水基準等の見直しについて、県民の皆様からの御意見を募集しましたが、寄せられた御意見の概要とこれらに対する県の考え方を下記のとおりお示しします。

御意見をお寄せいただきありがとうございました。

記

1 募集期間

令和6年(2024年)2月7日(水)から

令和6年(2024年)3月8日(金)までの31日間

2 御意見の件数

4件(2人)

3 御意見の取扱い

反 映：御意見を踏まえ、内容に反映したもの 0件

参 考：今後の取組の参考とさせていただくもの 0件

補 足：御意見について案の補足説明を行ったもの 0件

記 載 済：素案に既に記述されているもの 0件

反 映 困 難：反映が困難なもの 2件

そ の 他：質問や感想、素案以外への御意見 2件

4 御意見の概要と県の考え方

No	御意見・提案概要	県の考え方	備考
1	「六価クロム化合物」の改正施行日についての意見 令和4年4月の環境基本法に基づく環境基準値の厳格化の改正が令和6年4月1日に施行されるにもかかわらず、これに遅れて令和6年7月の施行とするのはなぜか。単に県の怠慢による手続きの遅れか。	令和6年1月の法令の改正を受けて、必要な手続き(環境審議会、パブリックコメント等)期間を想定した施行時期としています。	その他
2	「亜鉛」の改正施行日についての意見 平成15年に環境基準の水質基準が追加され、平成18年12月に基準値の厳格化の改正施行がなされているにもかかわらず、これが18年間も放置され、令和6年7月の施行とするのはなぜか。単に県の怠慢による手続きの遅れか。	今回の改正に当たり他の規定も含めて点検を行った結果、亜鉛の基準についても併せて改正すべき内容として、改正手続きを行うものです。 なお、県内河川調査結果から現時点でも現行の環境基準を達成していることを確認しています。	その他

No	御意見・提案概要	県の考え方	備考
3	<p>上乗せ基準としての「1, 1-ジクロロエチレン」の改正(基準の緩和)を行うことは妥当ではない。</p> <p>平成 21 年 11 月の省令改正により基準値が改訂され、平成 23 年 11 月に施行されてから 12 年以上を経過し、この間、県条例等の改正による基準値の緩和を行わないことによる社会的影響が何ら生じていないにも関わらず令和 6 年 12 月にこれを緩和する合理性はなく、上乗せ基準であることから国の基準の改定を踏まえて基準を緩和すべきではない。仮に緩和の科学的合理性や必要性が存在するのであれば、まずはこれについて具体的に説明すべきである。</p>	<p>1, 1-ジクロロエチレンについては、WHO（世界保健機関）の飲料水水質ガイドライン等において、毒性評価が変更されたことから、環境基準が 0.02mg/L から 0.1mg/L に、排水基準が 0.2mg/L から 1mg/L に見直されています。</p> <p>なお、上乗せ基準については、「環境基準を達成すること」を目的に設定されることから、これらを踏まえて上乗せ基準の改正手続きを行うものです。</p> <p>今後も 1, 1-ジクロロエチレンも含めた地下水監視に取組み、その結果をこれまで通り公表します。</p>	反映困難
4	<p>1, 1 ジクロロエチレンの基準値が、国の基準値に合わせて緩和されることに反対です。</p> <p>国の基準は平成 21 年に 0.02mg/L から 0.1mg/L に緩和されましたが、これは 1983 年に報告されたラットの実験結果に基づくものです。しかし、ラットでの 2 年間の毒性試験は、ヒトにおける数十年間の暴露を担保できるものではありません。</p> <p>また、1, 1 ジクロロエチレンは半導体製造工程で使用する物質で、今後熊本の地下水を汚染する可能性が高いことが予想されます。</p> <p>以上の点から、現在の熊本県の 1, 1 ジクロロエチレンの排水基準 0.2mg/L および地下水浄化基準 0.02mg/L は今後も持続すべきと考えます。</p>		反映困難